

令和 2 年第 8 回

多治見市農業委員会総会議事録

1 日 時 令和 2 年 8 月 26 日（水）午後 2 時

2 場 所 多治見市役所 4 階会議室

3 会議に付した議案

議案番号	議 案 件 名	件数
議第22号	農地法第 3 条の規定による許可申請について	3件
議第23号	農地法第 3 条申請における公売・競売買受適格者証明願について	1件
報第15号	農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について	2件
報第16号	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について	7件

4 本日の議長 加納 洋一

5 出席委員の氏名

議席番号	委 員 氏 名	備 考
1	玉木 芳幸	
2	長江 あさみ	
3	山内 晃三	
4	伊藤 明石	
5	市原 勝美	
6	坂崎 寛治	
7	右高 一朋	
8	若尾 武彦	
9	河地 友次	
10	鈴木 隆	
11	富田 良一	
12	若尾 茂	
13	久野 孝好	

14	加納 洋一	
15	梶田 達行	
16	東 一二美	
17	日比野 敏夫	

議長 ただいまより、令和2年第8回農業委員会総会を開会する。

本日は、3番山内委員がまだ来ていないが、17名全員出席の予定。従って、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により過半数の出席があるので、本委員会総会が成立する。

議長 次に、多治見市農業委員会会議規則第9条第1項による議事録署名委員を、議長から指名してよろしいか。

(異議なし)

議長 それでは、4番 伊藤明石 委員、5番 市原勝美 委員の両名を議事録署名委員に指名する。

議長 本日の議題に入る。議第22号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程する。議第22号について事務局より説明願う。

(3番山内委員着席)

事務局 3件

申請番号1 所有権移転。譲渡人、■■県■■市■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は根本町8丁目■■番■■、田、農振農用地、737㎡、12丁目■■■■番、田、農振農用地、839㎡、■■■■番、田、農振農用地、757㎡、計2,333㎡。譲渡人は相続にて取得したが農作業に従事しないため、父である譲受人に所有権移転するもの。

申請番号2 所有権移転。譲渡人、■■県■■市■■■■番地の■■、■■■■。譲受人、■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は根本町6丁目■■番、畑、471㎡、11丁目■■■■番、畑、現況山林、74㎡、12丁目■■■■番■■、田、現況畑、80㎡、■■■■番、畑、201㎡、■■■■番、宅地、現況畑、210.18㎡、計1,036.18㎡。申請番号1と同様の理由で、母である譲受人に所有権移転するもの。

申請番号3 所有権移転。譲渡人、■■■市■■■町■丁目■■番地、■■■。譲受人、■■■市■■■町■丁目■■番地の■、■■■。土地は大薮町八反田■■■番■、田、農振農用地、330 m²。譲渡人は譲受人の兄であり、申請地及び申請地に建つ小屋を所有するもの。

議長 それでは議第22号について、地元委員から意見があれば発言願う。

12番 申請番号1及び2について。譲渡人は祖母の農地を相続したが耕作できないため、両親に所有権移転した。現地は畑はきれいに草刈もされ一部は野菜をつくってみえる。田は稲がつくってあるので問題ない。

5番 申請番号3について。約50 m²の農機具小屋がある半分ほどは20年以上前から埋め立てである。柿の木が4本植えてある。一部防草シートが張っており、草刈りをしている。現在栽培の形跡はないが、たまに豆の栽培をしていたようで、所有権移転については問題ない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第22号について採決を行う。議第22号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第22号は承認することに決定する。

議長 次に、議第23号「農地法第3条申請における公売・競売買受適格者証明願について」を上程する。議第23号について事務局より説明願う。

事務局 農地の公売・競売に参加するための証明願申請があったため、適格者かどうかの決定を行うもの。土地は市之倉町12丁目■■■番■、畑、40 m²、■■■番、畑、49 m²、■■■番■、田、373 m²の3筆。現在の所有者、■■■。申請人は■■■市■■■町■■■丁目■■■番地の■、■■■、所有農地はなし。申請事由は自宅に隣接する農地のため、畑として耕作したいとのこと。実際は申請人が既に耕作しており、裁判所も隣接のため適当ではないかとの見解あり。承認後は適格者証明を発行して、申請者が11月の競売で落札した場合は、その後農地法

第 3 条の許可申請をすることとなる。

議長 それでは議第 23 号について、地元委員から意見があれば発言願う。

7 番 申請人と面談、現在は 1 人住まい。使い方はレジャー農園のようなもので、申請人は 20 年くらい畑作しており、半世紀農地として利用されている。申請人の耕作する面積が 10 a に満たさないが、傾斜があり、畑としての利用しかできない土地で継続して耕作している。高年齢だが、他に利用者がいないことから適格者と考える。

5 番 面積は 10a に満たないが、今まで耕作していることを考慮してのことか。

事務局 今回の事例は、農地法施行令第 2 条第 3 項ウにある「その位置、面積、形状等からみてこれに隣接する農地等と一体して利用しなければ利用することが困難と認められる農地につき、当該隣接する農地等を現に耕作又は養畜に供している者が権利を取得する場合」にて認めてよいのではないかと考える。ただ、公売・競売では農地以外への転用目的での参加もできないわけではないが、農地として利用されれば農地が残される。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので、議第 23 号について採決を行う。議第 23 号について、賛成の委員は挙手願う。

(全員挙手)

議長 全員挙手により、議第 23 号は承認することに決定する。

議長 次に報告事案に入る。報第 15 号「農地法第 18 条第 6 項及び同法施行規則第 68 条の規定による通知に関する専決受理の報告について」を上程する。報第 15 号について事務局より説明願う。

事務局 農業経営基盤強化促進法による使用貸借契約の解約。

申請番号 1 使用貸人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地の■■、■■■■■■。使用借人、■■■■市■■■■町■■丁目■■番地、■■■■■■。土地は北小木町金剛岩■■■■番、田、現況畑、農振農用地、2,152 m²。

申請番号 2 申請番号 1 の隣接地。使用貸人、■■市■■■■町■■丁目■■番地の■、■■■■外 2 名。使用借人、■■市■■町■■丁目■■番地、■■■■。土地は北小木町金剛岩■■番、田、現況畑、農振農用地、1,049 m²。

いずれも農業経営基盤強化促進法に基づき、農地集積円滑化団体として陶都信用農業協同組合が仲介していた農地について、使用借人の離農による合意解約を行うもの。

議長 報第 15 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

7 番 この場合は、元の地主に戻った形か。

事務局 元の地主に戻るが、今回の場合は北小木地区で法人化の予定があり、そこへ貸し出す予定になっている。

議長 他に発言はないか。発言がないので、報第 15 号の報告を終了する。

議長 次に、報第 16 号「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」を上程する。報第 16 号について説明願う。

事務局 7 件

申請番号 1 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。譲受人、多治見市下沢町 3 丁目 35 番地の 1、株式会社エネファント。土地は笠原町天王下■■■■番■、田、465 m²、■■■■番■、田、97 m²、計 562 m²。転用目的は太陽光発電設備の設置。

申請番号 2 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■丁目■■番地の■、■■■■。譲受人、■■市■■町■■丁目■■■■番地の■、■■■■。土地は生田町 4 丁目■■番■、畑、396 m²。転用目的は住宅建設。

申請番号 3 使用貸借権。使用貸人、■■市■■町■■丁目■■番地の■、■■■。使用借人、■■市■■町■■丁目■■番地の■、■■■。土地は大原町 2 丁目■■番■、畑、現況宅地、221 m²。転用目的は自己用住宅敷地。既に家が建っているため、始末書提出。

申請番号 4 所有権移転。譲渡人、■■市■■町■■■■番地、■■■■。譲受人、■■県■■市■■町■■■■番地の■、■■■■。土地は笠原町下原■■■■番、畑、現況原野、122 m²、■■■■番、畑、現況原野、271 m²、計 393 m²。転用目的は資材置場。隣接する宅地と一体

利用。

申請番号 5 使用貸借権。使用貸人、■■■市■■町■■■■番地の■■、■■■■■■。使用借人、■■市■■■■町■丁目■■番地の■■、■■■■。土地は笠原町中崎■■■■番■の一部、田、675 m²のうち 347 m²。転用目的は一般個人住宅。過去に 5 条許可、事業計画変更の申請あり。

申請番号 6 所有権移転。譲渡人、■■■市■■町■丁目■■番地、■■■■。譲受人、多治見市平井町 3 丁目 80 番地、株式会社東恵。土地は北丘町 2 丁目■■番■、田、現況畑、187 m²、■■番■、田、現況畑、187 m²、■■番■、田、現況畑、187 m²、■■番■、田、現況畑、376 m²、計 937 m²。転用目的は宅地分譲。

申請番号 7 賃貸借権。賃貸人、■■県■■郡■■町■■■丁目■番地の■■、■■■。賃借人、多治見市東山 1 丁目 1 番地の 2、株式会社平中サービス。土地は笠原町下原■■■■番■、畑、365 m²、■■■■番■、畑、573 m²、■■■■番■、畑、221 m²、■■■■番■、畑、264 m²、■■■■番■、畑、429 m²、■■■■番■、畑、400 m²、■■■■番■、畑、400 m²、計 2,652 m²。転用目的はトラック置場。隣接地と一体利用。

議長 報告第 16 号は専決事項のため議決事項ではないが、発言があれば挙手願う。

15 番 申請番号 3 について 始末書が出ている意味は。

事務局 農地に転用する際は届出、許可が必要だが、既に建物があるなど農地でない状態の場合は始末書を提出してもらうこととしている。

15 番 先走って建物を建てても通るといふことか。

事務局 この場合は届出のため、やむを得ないものと判断する。許可の場合は農業委員会の判断で原状回復命令がなされることもありうる。

議長 市街化区域の農地規制は緩く、始末書をもらう農地は多くある。昔は建築確認がなかったが、今は厳格なため、建替えなどがあると多くの手続きが必要になる。その代わり手続きを済ませておけば、まわりに迷惑をかけないことになる。過去には農業用水路の上に家を建てていた事例もあった。

15 番 総会における議案の決議の割合は。

事務局 出席委員の過半数で決定する。

6 番 過去には理由書をつける、申請人に説明に来てもらうことで承認した事例があった。

4 番 小泉地区は農地が減って、宅地が増えている。今後違法建築が出てくる場合は農業委員会として監視する必要がある。
あと、特に平井町で敷地いっぱい建物を建てているため、道路が狭く消防車が通れない道が多い。建築確認では道路幅に関して行政指導はあるか。

議長 道路幅は 4m 確保が条件だが、現実には 4m 未満の道路も多い。建築基準法第 42 条で、家などの建替を行う際には、道路中心線から 2 m 以上道路幅を取って建てなければならない。道路反対側も同様だが、建替等がないと 4m 以上の道路幅にならない。

議長 他に発言はないか。他に発言がないので報第 14 号の報告を終了する。
その他議案以外で意見があれば挙手願う。

6 番 大原町地内でイノシシの被害が絶えない。池原神社付近の主に田んぼが被害に遭い、神社付近や小学校北側の農地ではイノシシ親子との遭遇もある。

5 番 北小木地区や大薮地区、東栄町では県などから補助を受けて柵を設置している。また北小木地区では捕獲の資格を持っている人がいて、捕獲を行うことで補助金が出ている。

16 番 猟友会の中でイノシシ捕獲隊として市から委任を受け活動している。捕獲はしているが、周りの山から新たに入ってくるため減らない。柵の設置には、道路があると設置できないことと、設置と管理を行うには組合などの組織をつくる必要がある。市や県に相談をするとよい。

5 番 捕獲免許で市などの補助はあるか。

16 番 ない。3 年に一度の免許更新がある。また捕獲の申請を毎年行うので、その際の補助は少しある。

6 番 組合の人数の制限はあるか。

16 番 私の所属する組織は 10 数人いる。数人でもできるが、柵の見回り、草刈り、補修などを考えるとある程度の人数は必要。

事務局 組織として活動を考える場合、相談に乗る。

議長 他に発言はないか。発言がなければ本日の議案については以上をもって終了する。その他、事務局で連絡事項等あれば発言願う。

事務局 次回の総会開催日は、9 月 30 日水曜日の午後 2 時から。場所は本庁舎 5 階第 1 委員会室にて開催。

以上。

(閉会 午後 3 時 15 分)

事 務 局

事務局長	岩田	卓也
課長代理	柳生	芳憲
主 査	安保	博之
主 査	玉山	永恵

令和 2 年 8 月 26 日

議事録署名

4 番

5 番

議長